

会 議 記 録			
会議の名称	京都スタジアム（仮称） 検討特別委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 鈴木
日 時	平成29年1月13日（金曜日）	開 議	午後 1時30分
		閉 議	午後 3時14分
出席委員	◎小島 ○平本 三上 山本 福井 齊藤 菱田 馬場 藤本 木曾 湊 石野 <西口議長>		
執行機関出席者			
事務局出席者	門事務局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、三宅主任		
傍 聴	市民13名	報道関係者3名	議員3名（富谷、小川、並河）

会 議 の 概 要

13：30

1 開議

[小島委員長あいさつ]

[事務局長 日程説明]

2 案件

（1）論点整理について

<小島委員長>

12月定例会中の当特別委員会で、各会派から質疑等項目を抽出することを決定いただいた。本日はこれを整理していくこととしているが、これに先立ち、当特別委員会でスタジアムに関する議論・検討を行うための論点整理を行いたいと考える。

これについて異議はないか。

（異議なし）

<小島委員長>

異議がないようであるので、論点整理を行うこととする。

別紙No.1 論点整理表に記載されている順に進めていく。まず、財政については論点とすることでよい。

<木曾委員>

財政については最も大事なことであるので論点とすることでよい。

<馬場委員>

別紙No.1に網羅されているので、基本的にはすべて共通して論点とすることでよい。

<小島委員長>

別紙No.1の下段、「京都・亀岡保津川公園について」「治水対策について」「アユモドキの保全について」「駅北土地区画整理事業について」の4点については、所管の委員会もある。この特別委員会の総意として取り組むこととする

のか議論いただきたい。前回の会議で、当特別委員会で取扱う内容ではないという議論もあったので検討いただきたい。

<木曾委員>

別紙No.1に記載されているとおり、論点とすることでよいと考える。

<福井委員>

「京都・亀岡保津川公園について」「治水対策について」「アユモドキの保全について」「駅北土地地区画整理事業について」の4点については、所管する委員会がある。総合的なことについては、所管する委員会で取扱う方が正確な議論ができる。例えば、「治水対策について」「アユモドキの保全について」「駅北土地地区画整理事業について」については、所管する委員会ですでに取扱っていると思うので、あえてこの特別委員会で取扱う必要はないのではないか。

<馬場委員>

環境保全専門家会議は、スタジアム建設に関し、アユモドキの保全について指摘した。この特別委員会の議論を経たうえで、さらに精査が必要であるということであれば、所管の委員会で議論すればよいのではないかと。また、環境保全専門家会議は、昆虫等の保全も含めて指摘しているので「アユモドキの保全等について」としてはどうか。

<福井委員>

アユモドキの保全に関しての議論はできていないところもある。議員もそれぞれ知識もあり、協議してきた経過もある。膨大な項目を取り上げてすべて議論できない。その部分についてのすみ分けをどうするかは、慎重に取扱うべきである。

<齊藤委員>

この特別委員会が設置されたのも、スタジアム用地が駅北に変更になったからである。アユモドキの保全や京都・亀岡保津川公園については、所管の常任委員会で取扱えばよい。

<馬場委員>

京都・亀岡保津川公園については、14億円をすでに費やしているが、産業建設常任委員会で議論してきた訳ではない。結論は出さずにこの特別委員会でも検討しておきながら、最終的には所管の常任委員会で議論すればよい。

<木曾委員>

京都・亀岡保津川公園については、スタジアムを建設するために土地を購入したのであり、市民が関心を持つ部分でもある。スタジアムを建設する部分だけを議論すればよいものではない。これは後ろ向きなことではない。アユモドキに関しても、用地周辺に生息しているから変更することとなった。これらは関連する話である。例えば、アユモドキの保全については、特化した部分等については、今後整理していけばよい。

<三上委員>

当初のスタジアム用地を移転することになったのは、アユモドキの保全が必要であったためである。地下水調査は現在実施されており、その結果によっては具合悪いということにもなる。地下水の調査結果も明らかにしなければならぬし、随時情報を受けなければならない。論点はしっかりとっておき、全く議論せずに常任委員会に回すのではなく、共通認識して議員の判断材料

としていけばよい。後回しにはできない。総合的に議論していけばよい。

<齊藤委員>

駅北土地区画整理事業用地にスタジアムを建設するものであり、新しい土地を開発するのではない。このため、最初から議論していくのはどうかと思う。

<湊委員>

土地区画整理事業は用地を底上げし、市街地として売れるようにするまでに整備し、そこに商業施設や住居を建てることとなる。これまでの特別委員会において、土を盛るのでどうかという議論があったが、スタジアムが建設されるから土を盛るのではなく、土地区画整理事業の中で整備されるものである。このことは、切り離して議論すべきだという意味で発言した。このことについては、各委員で再度認識していただきたい。常任委員会ではスタジアムに関した内容は議論していないので、まずはこの特別委員会で議論する中で、委員長により振り分けてもらえばよい。

<藤本委員>

この特別委員会で議論をしていくのが本来の筋である。検討の論点が明確になれば、常任委員会で議論していけばよい。

<山本委員>

これまで常任委員会で議論してきたことや、今回各会派から抽出した項目も含めて進めていくことでよい。

<馬場委員>

駅北土地区画整理事業のうち、3. 2ヘクタールの土地について議論を進めていくことでよい。

<菱田委員>

別紙No. 1 の下段の4点については、今まで議論できていないかもしれない。基本的には所管する委員会で議論すべきだと思うが、所管が違うとって、この特別委員会で議論しないことにするのは、議論が行き詰まってしまうかもしれないので配慮すべきである。基本的には、所管する委員会で議論するものであり、委員長において差配していただきたい。

<小島委員長>

関連する内容については、正副委員長で精査していくという意見が多数であったと思う。すべての項目を論点として議論していくこととする。

—全員了—

(2) 質疑等項目の検討について

[議事調査係長 説明]

<小島委員長>

執行部に質疑等の項目を京都スタジアム(仮称)検討特別委員会として送付し、答弁を求めていくものとするため、項目を一つずつ確認し、整理していきたいと考えている。質疑等項目一覧表の番号順に確認し、各項目については可能な範囲で絞り込んでいくこととする。別紙No. 2 質疑等項目一覧表により進めていくこととする。

【No. 1 ～No. 3】

<小島委員長>

No. 1 ～No. 3 について、説明いただきたい。

<福井委員>

すべての財政課題について、例えば、将来負担比率、経常収支比率がどうなるのかという内容である。また、共産党が提出されたNo. 3 についての経済効果の記述は、財政の分類ではない。

【No. 2】

<木曾委員>

市民負担が増えると考えている。シミュレーションの内容も含めて、執行部に問いたい。

【No. 3】

<馬場委員>

当初50億円の額を示された。新しい用地の財源内訳はどうなるのか。亀岡市の財政規模からみて、緊急を要する事業への影響はないのか、具体的な数字を本特別委員会に提示すべきだと考える。また、経済効果については、No. 8の項目に移行していただいてよい。

<小島委員長>

No. 1 ～No. 3 は整理のうえ、執行部に送付することとする。

【No. 4、No. 5】

<小島委員長>

No. 4、5 について、それぞれ説明いただきたい。

<福井委員>

No. 4 について、スタジアム完成後、近隣を含めて騒音、振動の影響を明確にすることが必要である。

<馬場委員>

騒音のほかに照明の問題、いわゆるスカイグローについては、No. 7 に含み、騒音等対策としている。

<木曾委員>

騒音についてはNo. 6 の備考欄に記載しており、質疑していきたいと考えている。

<菱田委員>

No. 5 について、スタジアムが稼働するときの交通対策全般について、道路整備も含めた考え方を聞きたい。

<木曾委員>

交通停滞については、緑風会としてはNo. 6 の備考欄に記載しており、亀岡市内に入ってくる車をどうしていくかが一番大事であると考えている。スタジアムが完成するまでに整理できるのか、しっかりと質疑したい。

<馬場委員>

交通渋滞対策について、共産党議員団としてもNo. 7 に記載しているように、詳しく質疑していきたい。

<小島委員長>

No. 4、5 は整理のうえ、執行部に送付することとする。

【No. 6、No. 7】

<小島委員長>

No. 6、7について、それぞれ説明いただきたい。

<木曾委員>

騒音、交通の問題について、交通ルートとなる近隣の住民に説明会を実施する必要がある。亀岡インターのほか、篠インターからも車が降りてくる可能性があるので、それに対しての説明が必要である。

<馬場委員>

住民合意を得ることは前提であり、一緒の項目としていただいてよい。

<小島委員長>

No. 6、No. 7は整理のうえ、執行部に送付することとする。

【No. 8～No. 10】

<小島委員長>

No. 8、9、10について、それぞれ説明いただきたい。

<木曾委員>

No. 9について、当初経済効果を出された時と状況が変わってきている。亀岡市内で、どれだけの経済効果があるのかについて、市は説明していく必要があると考える。

<馬場委員>

共産党議員団が提出した、No. 3の備考欄に記載した内容を経済効果の分類のところに移していただきたい。また、新たな予定地での経済効果は出ていないので示していただきたい。

<藤本委員>

前の用地に関しては、都市公園の敷地内にスタジアムを建設することとされていた。用地を変更することとなり、複合型のスポーツ施設として、そこにどのような企業を入れて、周辺にどういう施設をつくるのか、新しい用地でのシミュレーションが必要だという意味である。儲かるスタジアムとして、どういう構想を出すのかを市民に示すことが大事だと思う。

<木曾委員>

当初の用地での経済効果の説明では、駅北土地地区画整理事業と京都スタジアム（仮称）を合わせて、一体性のあるものとしてその効果は計り知れないとのことであった。そうでなくなった場合、計れるようになるのかを聞きたい。

<小島委員長>

No. 8～No. 10は整理のうえ、執行部に送付することとする。No. 3の備考に記載されている経済効果については、No. 8の項目に移行する。

【No. 11】

<小島委員長>

No. 11について、説明いただきたい。

<馬場委員>

全容を明らかにしていただきたい。8メートルくらいの杭を、数百本打つと京都府議会で説明されているようである。これは摩擦杭を打つという想定ができる。これも含めて、すべて市議会に報告していただきたい。京都府は三次元地下水流動解析業務を委託しているが、その業者名や仕様書、また、ど

のようなデータに基づき検証しているか等を示すべきである。

<福井委員>

この質疑等項目を送付する際に、どのような形になるのか。この文章が送付されるのか。

<小島委員長>

文言の内容について意見をいただきたい。意見がなければこのまま送付することとなる。

<福井委員>

スタジアム本体整備について、全体的なことを加えてはどうか。

<馬場委員>

全体像を示すようにすればよい。備考欄の記述は肝心な部分になる。13.9ヘクタールの用地では、数十メートルの杭を約千本打つこととされていた。

<福井委員>

亀岡市に質疑することによりか。亀岡市も京都府に問い合わせすることとなる。その見解を馬場委員に聞きたい。

<馬場委員>

本体工事は京都府が行う。3.2ヘクタールの土地では、京都府はより多くのことを亀岡市に対して要求している。亀岡市に質疑して、京都府から聞いていないということであれば、聞けていないことが問題になる。事業は共同で進めるものであり、亀岡市も情報を持っていて当然であり、市議会にしっかりと報告すべきである。

<三上委員>

サブグラウンドや駐車場等について、亀岡市と京都府で見解が違っていたり、なすり合いしている部分がある。場合によっては京都府から聞かなければならないことになる。このことは質疑等項目の送付とは別に、共通認識したいと考えている。

<木曾委員>

本体工事は京都府に関わる部分は非常に多い。また、鑑定評価については大きく関わる部分であり、もっと議論すべきである。市道の形状も変わるので、生活に大きく関わることとなる。

<齊藤委員>

鑑定評価が一番大事である。根本的に市に関わることとなる。

<小島委員長>

No.11は整理のうえ、執行部に送付することとする。

【No.12～No.14】

<小島委員長>

No.12～No.14について、それぞれ説明いただきたい。

<福井委員>

京都・亀岡保津川公園の用地を買収して、その土地の利用をどうするかについては、市民の大きな問題意識の根源である。それだけに関わらず、スタジアムが建設され、その周辺整備も含めどういうまちづくりがされるかということも、問いたい。

<馬場委員>

京都府議会の委員会記録を見ると、京都府はサブグラウンドと駐車場は亀岡市が用意すべきだと答弁されている。

<藤本委員>

市長はスタジアムを中心とした、亀岡まるごとガーデン・ミュージアム・プロジェクトについて述べられている。京都・亀岡保津川公園を含め、市民が憩えるスタジアムを整備していく必要がある。また、4つのインターチェンジからの交通動線を明確にして、市民に説明していく必要がある。

<湊委員>

サブグラウンドは2つ必要だと聞いたので、この点も踏まえて質疑等項目としていただきたい。

<小島委員長>

No.12～No.14は整理のうえ、執行部に送付することとする。

【No.15、No.16】

<小島委員長>

No.15、16について、それぞれ説明いただきたい。

<木曾委員>

京都・亀岡保津川公園に関して、環境省や文化庁に要望されているが、そのままだの状態でおいておくべきと言われた場合、どうするのか。何のためにその土地を購入したのかということになる。京都・亀岡保津川公園を整備し、そこに京都スタジアム（仮称）を建設するとされた根拠と、専門家会議の提言の予測も含めて、前市長に話をしてもらい整理しなければならない。前市長には何度も確認したが、「大丈夫だ」との返事であった。結果として建設できなかったのも、説明していただかないといけないのではないのか。

<齊藤委員>

そもそも、スタジアムを誘致するのに、都市公園であれば建設できるとのことであったので、その用地を購入したものであると理解している。それが頓挫してしまったので、何も言いようがないのではないのか。

<馬場委員>

No.16に記載しているが、京都・亀岡保津川公園は都市計画決定しており、現在その変更決定もされていない。この公園の計画の見直しはどうするのか。市民意見を募集するのか。公園として存続させるのであれば、トイレ等を整備しなければならない。その際、新たに事業費が必要となってくるので、どのように住民から合意を得るのか。環境省や文化庁に要望していると聞くが、亀岡市として何を考えているのかを議会にしっかりと報告いただきたい。

<福井委員>

これまで本会議や委員会で説明を聞き、これでいけると判断したのは、私たちの責任である。栗山前市長に来てもらい謝罪を受けて、どうしようと考えられているのか。

<木曾委員>

スタジアムを建設するのに土地が必要であるので、14億円必要だと説明されたが頓挫した。14億円は都市公園の整備に必要なものである。このことは、整理しておかなければならない。

<齊藤委員>

建設予定地が変更されたのは、栗山前市長の時ではなく今である。

<小島委員長>

No.15、No.16は整理のうえ、整理のうえ執行部に送付することとする。

【No.17】

<小島委員長>

No.17について、説明いただきたい。

<木曾委員>

14億円で土地購入した以上は、そのことについて説明する必要がある。今後どうなっていくかは市民の関心事でもある。その経過については、きっちり話していただくことは正しいことだと思っている。謝ってもらえばよいということではなく、知事や専門家会議との協議経過については、詳細に聞かないとわからない。その次に、都市公園をどうするかについて話をしなければならぬと考える。

<菱田委員>

スタジアムに関して、栗山前市長には議場でかなり質疑してきた。これまで質疑してきたことを、再度ここで質疑するのか、前市長が職を辞されてからの思いを聞こうとされているのか、どのように考えられているのか。

<木曾委員>

土地を購入するまでに、買えば大変なことになるとも忠告してきたが、買うという判断をされたのは栗山前市長である。それについての説明をしてもらわないと、私は納得できないと思っている。現市長は土地を購入した時には、市長ではなかった。

<齊藤委員>

栗山前市長に聞いたとしても、思ってもいなかったという答えしかないのではない。議員も議論して賛成したものであり、どうしようもないことである。

<福井委員>

「栗山前市長から」の部分を除いてはどうか。本当はどうだったのか、どこに問題があったのかについて探求してはどうか。検証することについては意義があると思う。

<湊委員>

物事を進めるには、昔のことを十分に検証しながら進めなければならないと思う。前市長に参考人として来ていただき、確認する程度とすればよいのではない。

<藤本委員>

建設は京都府が行い、土地の提供は誘致する市が用意することとなっていた。最初の建設用地ではサンクチュアリを設ければ、スタジアムを建設できるとのことであった。専門家会議からアユモドキの生態がわからないので、調査に時間がかかる可能性がある、近くの土地に変更すべきと提言された。大事なことは、新しい用地をどう使って、前の用地をどのように活用して、亀岡市の活性化のためにしていくのかということである。

<木曾委員>

栗山前市長は前の用地で進めてほしいと言われるかもしれない。私は話を聞

くことが大事であると考えている。参考人として来てもらうことは必要であると思う。

<小島委員長>

「前市長から」という部分を除いて執行部に送付することによいか。

<木曾委員>

それでよい。

<小島委員長>

No.17は、「前市長から」という部分を除いて執行部に送付することとする。

【No.18～No.20】

<小島委員長>

No.18～No.20について、それぞれ説明いただきたい。

<馬場委員>

治水や環境、交通渋滞の問題が指摘されていたにも関わらず、14億円で土地を購入した。その後、環境保全専門家会議が調査し、新たな土地に移転することとなった。その行政としての責任は誰がとるのか。退任された人に聞くのではなく、市に責任の所在を問いたい。

<齊藤委員>

質疑していただいたら結構だと考える。

<馬場委員>

No.20については、市として土地の適格性について判断基準を転換した理由を問うもので、前市長に聞くものではない。

<小島委員長>

No.18～No.20は執行部に送付することとする。

【No.21】

<小島委員長>

No.21について、それぞれ説明いただきたい。

<馬場委員>

河川改修については、3.2ヘクタールの土地に27メートルの構造物を建設することを含めて聞きたい。

<福井委員>

備考欄にある「…費用的にも景観的にも不可能だと言われている」と記載されているが、これは誰が言っているのか。

<馬場委員>

水害を受けた住民から怒りの声として聞いている。そこは省略していただいてよい。

<小島委員長>

備考欄は削除することとする。

<湊委員>

土地区画整理事業のはっきりした図面をもらっていない。調整池はどこになるのか。追加で説明いただきたい。

<馬場委員>

土地区画整理事業の中で開発されるので、スタジアム建設に関わって調整池

はどのようなものになるのかということを質疑等項目に入れたらよいのではないかと。

<湊委員>

3. 2ヘクタールの土地にスタジアムが建設されるかどうかに関わらず、貯水機能があつた田を宅地にする以上は、下流に調整池をつくらないといけなのではないか。この内容も含んでいただきたい。

<小島委員長>

湊委員からの意見は資料請求を含め、質疑等項目に加えることとする。No. 2 1は整理のうえ執行部に送付することとする。

【No. 2 2～No. 2 4】

<小島委員長>

No. 2 2～No. 2 4について、それぞれ説明いただきたい。

<馬場委員>

プロポーザルされる前に、公安協議の図面として27メートルの高さを明記され、道路の付け替えが示されている。これはどの機関が検討したのか。また、議会に報告されたかについて問いたい。

<小島委員長>

分類は協議等経過とすることが可能ではないかと思う。

<馬場委員>

事業計画書、技術提案書について、亀岡市から提出していただきたい。

<小島委員長>

No. 2 2～No. 2 4は執行部に送付することとする。

【No. 2 5】

<小島委員長>

No. 2 5について、説明いただきたい。

<馬場委員>

実施設計等の業者選定はプロポーザルで実施された。各評価点は公表すべきである。客観的にどの点がよかったのかについて、資料提出を求めたい。実施主体は京都府であるため、その資料を見てから、参考人については必要に応じて委員会で検討したい。

<小島委員長>

No. 2 5は執行部に送付することとする。

【No. 2 6】

<小島委員長>

No. 2 6について、説明いただきたい。

<馬場委員>

業者との協議を含めた内容を情報開示されない。市民の知る権利に基づいた最低限の情報を、議会に示すべきだと考える。

<小島委員長>

No. 2 6は執行部に送付することとする。

<休憩 14:52～15:05>

<小島委員長>

参考人招致については、今後の会議において協議していくこととするがよい
か。

—全員了—

<小島委員長>

質疑等項目は整理をして、後日委員会を開催して内容を確認したい。次回の
日程として、1月20日午後1時30分から当特別委員会を開催する。

—全員了—

<三上委員>

No.21の備考欄について、命と財産を守るために、治水対策を進めようとし
ているのに、開発してよいという根拠を示さないと、水害に遭われた地域の
人が納得しない。

No.25について、技術提案書がないとわからない。八角形のスタジアム形状
の図面が6月に出ている問題も含めて、スタジアムの賛否に関わらず、きつ
ちりとチェックする必要がある。

交通問題については、渋滞のことだけが出されていた。市はJRをできるだ
け利用してほしいと説明しているが、スタジアムに2万人規模の観客が来る
ときに、JR亀岡駅は耐えられるのか。他のスタジアムの場合、実績として
どうなのか。アウェーの応援団は大型バスで来ると思うが実際に入ってくる
ことができるのか等含め、交通問題全体としてのシミュレーションを聞きた
い。

<福井委員>

No.21について、議会として送付する文書に「不可能だと言われている。」と
記載する必要はないということを言っている。

<三上委員>

「費用的にも景観的にもどのような見通しを持っているのか」としていただ
きたい。

<小島委員長>

No.21については、そのように文言整理する。

<湊委員>

交通対策について、スタジアムの施設管理は京都府であり、本来は施設管理
者が渋滞対策等を考えるべきである。京都府の見解を聞いてから示してほし
い。亀岡市の見解はすでに聞いている。

<三上委員>

京都府に参考人として来ていただくことを視野に入りたい。

<小島委員長>

交通対策について、そのように付け加える。また、参考人については、次回以
降に検討したい。

前回、三上委員から資料提出要求があった資料を配付しているので、確認い
ただきたい。

1 5 : 1 4